

観光目的税制度の導入施行に関する意見等の提示について

観光目的税制度の導入施行に関する検討委員会

平成31年3月20日

平成31年 3 月 20 日

沖縄県文化観光スポーツ部長
嘉手苺 孝夫 殿

観光目的税制度の導入施行に関する検討委員会

委員長	下地	芳郎
委員	花井	正光
委員	湧川	盛順
委員	中村	聡
委員	當山	智士
委員	川口	達也
委員	野原	朝貞
委員	與座	嘉博
委員	國松	靖
委員	名嘉元	裕
委員	仲松	明

観光目的税制度の導入施行に関する意見等の提示について

当委員会は、観光目的税制度の導入施行に関する意見交換を通じ、次の事項に関する意見を取りまとめるため、沖縄県文化観光スポーツ部長により選任された者で構成し、平成30年9月10日に第1回会合を開催し、検討作業を開始した。

- 1 新たな法定外目的税のうち沖縄県が導入施行するものとして適当な税目とその時期について
- 2 前項の税目に係る法定外目的税の制度詳細と使途事業について
- 3 前各項について、留意事項や提言すべき事項があればその留意事項等について

その後、当委員会においては、平成30年9月から平成31年3月
にかけ、委員会を3回、分科会を3回開催し、沖縄県が導入施行
する新たな法定外目的税に関し、沖縄県における過去の検討内容
や沖縄観光を取りまく環境の変化等を踏まえ、観光目的税の導入
の必要性や目的、制度設計、税収の管理運用方法、使途の考え方
等について、検討を重ねてきたところである。

今般、沖縄県文化観光スポーツ部長が意見を求めている事項に
ついて、当委員会の意見を取りまとめたので、次のとおり報告す
る。

なお、税率と税の名称については、委員全員の意見が一致しな
かったことから、多数決での決定となったが、各委員の発言には
それぞれ妥当性があるため、採決時のお互いの議論の趣旨につい
ては、できる限りの配慮を求める。

1 新たな法定外目的税のうち沖縄県が導入施行するものとして 適当な税目とその時期について

新たな法定外目的税として導入施行する税目は、宿泊税が適当
であり、2020年の那覇空港第二滑走路の供用開始やオリンピック
開催等を踏まえ、可能な限り早期に導入する必要がある。

- (1) 宿泊行為を課税客体とすることについては、徴税経費は嵩む
ものの、担税力に応じた制度設計が見込まれること、東京都や
大阪府等での先行事例があること、平成29年度の沖縄観光コン
ベンションビューローによる観光目的税の検討結果においても
宿泊税が適当であるとしていること、平成22年度から平成25年
度にかけての沖縄県による法定目的税の検討結果においても宿
泊税が適当であるとしていることから、**適当であると判断した。**
- (2) 入域行為を課税客体とすることについては、徴税コストは安
価であるものの、担税力に応じた制度設計となりがたいこと、
これから著しい増加が見込まれる海外からの観光客にとって、

類似行為に課せられる税等と相まって負担感が大きいこと、制度の安定性に懸念があることから、適当ではないと判断した。

- (3) レンタカー借受行為を課税客体とすることについては、県外観光客の半数程度のみが対象となり、受益と負担の関係において公平性が確保できないと考えられることから、適当ではないと判断した。

2 前項の税目に係る法定外目的税の制度詳細と使途事業について

前項で沖縄県が導入施行するものとして適当であるとした宿泊税の制度詳細については、次のとおり取りまとめた。

(1) 導入の目的

沖縄が世界に誇れる観光リゾート地として発展していくことを目指すとともに、県民生活と調和した持続的な観光振興を図る施策に要する費用に充てるため

(2) 課税客体

- ① 旅館業法第3条第1項の許可を受けて行うホテル等における宿泊（下宿営業は除く）
- ② 住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をして行う住宅宿泊事業に係る住宅等における宿泊

(3) 納税義務者

沖縄県内のホテル等における宿泊者

(4) 徴収方法

ホテル等の事業の経営者、その他宿泊税の徴収において便宜を有する者による特別徴収

(5) 課税標準

宿泊日数

(6) 課税免除

- ① 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）及びこれに準ずる海外の学校の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行に参加しているもの

② 前号に規定する学校が主催する修学旅行の引率者

(7) 税率

宿泊料金 1 人 1 泊につき

2 万円未満：200円

2 万円以上：500円

(8) 税の名称

宿泊税

使途事業については、その導入の趣旨に鑑み、次に示す使途の柱に基づき、状況に応じた優先度を十分に検討の上、必要と判断された事業に充当されたい。

- ① 持続可能な観光地づくり
- ② 利便性・満足度の向上
- ③ 受入体制の充実・強化
- ④ 県民理解の促進

3 前各項について、留意事項や提言すべき事項があればその事項等について

当委員会における議論では様々な意見があったが、前項で示した制度詳細等のほかに、今後の沖縄県における法定外目的税制度の導入施行に係る検討に当たって留意することが必要な事項について、付記する。

(1) 観光目的税の活用効果は毎年度検証し、制度の見直しも適宜検討すること

使途事業の効果検証や環境の変化等を踏まえ、一定の期間ごとに制度の検証を行う必要がある。

特に、制度導入直後は、様々な課題が出てくることが想定されることから、短期間（1～2年）で制度の見直しを行うこと。

(2) 特別徴収義務者の事務負担や徴収コストへ十分配慮すること

段階的税率設定に伴うシステム改修費等、制度の導入・運用に係る特別徴収義務者の経費負担については、特別徴収義務者の持ち出しとにならないよう、十分に配慮すること。

- (3) 制度の導入に当たっては、関係者に丁寧に説明するとともに、できるだけ早期に導入すること

2020年の那覇空港第二滑走路の供用開始やオリンピック開催等を踏まえ、可能な限り早めに観光目的税を導入施行する必要がある。

しかし、導入に当たっては、関係者の理解と協力が必要なことから、その理解が得られるよう丁寧に説明を行うとともに、宿泊事業者のフロントシステムの改修、MICEやパッケージ商品等の旅行業者の商品造成サイクルを踏まえた上で、必要な周知期間を確保すること。

- (4) 導入目的や使途について、観光客が理解しやすい説明を考えること

名称について、説明文等では「宿泊税（観光目的税）」とする等、条例上の導入目的を含め、特別徴収義務者が説明しやすく、観光客が理解しやすい説明を考えること。

また、使途についても、観光客が納得しやすいような説明を考えること。

- (5) 徴収事務の簡素化を図ること

徴収に係る事務手続きをできる限り簡素なものとするとともに、小規模事業者等における事務負担の軽減を図る観点から、納付期間の設定等にも配慮すること。

- (6) 県民の満足度向上につながるようにすること

持続可能な観光地づくりを行うためには、県民理解のもと、県民と観光客が共生するということが重要であることから、客観的指標で県民の満足度を調査・分析するとともに、その満足度が向上することにも税源を活用すること。

- (7) 市町村における観光ニーズも踏まえ、効果的に観光目的税を活用すること

広域自治体として沖縄県で取り組む施策と基礎自治体として市町村で取り組む施策の重複が生じないように市町村や関係団体等との間でしっかり調整を図る必要があるとともに、観光客及び地域住民に直接対応し、その満足度の向上のため、受入環境の整備を中心とした施策に取り組む市町村に対して、広域的な観点による市町村連携等も踏まえた上で、税収を配分すること。

また、市町村の取組に税収を充当するに当たっては、整備だけでなく維持管理に関する費用にも充てられるようにすること。

- (8) 宿泊税の導入を検討している自治体と早期に調整を図ること
観光客は行政区域に縛られず行動するため、広域的な視点で税収を何にどう使うかが重要となるということを念頭に置きながら、納税者の過重な負担とならないよう宿泊税の導入を検討している自治体と早期に調整を図ること。
- (9) 観光目的税導入に対する観光客及び県民の考え方のフォローアップを行うこと
ニーズの変化が著しい観光客の旅行動態及び県民への影響を把握し、効果的な施策を展開するために、導入後も、観光客や県民の観光目的税に対する考え方について継続的なフォローアップを行うこと。
- (10) 観光目的税の適正管理のために「基金」を設置すること
観光目的税の税収と他の歳入を厳格に区別するとともに、用途を明確化する必要があることから、観光目的税を管理する基金を設置すること。
- (11) 前年度の効果検証と翌年度の活用事業について、公正・中立に審議する体制を整備すること
観光目的税の公正・中立な活用、効果的な活用を図る観点から、有識者、観光関連団体、市町村等で構成する検証機関を設置し、前年度の事業効果の検証と翌年度の活用事業（案）について審議するとともに、県は審議結果を尊重すること。

最後に、今回提示する意見は、沖縄県文化観光スポーツ部長の依頼の趣旨を踏まえ、当委員会に与えられた任務を全うすべく、各委員が精力的に議論を重ね、意見交換を図った上で取りまとめられたものである。

当委員会としては、この意見が法定外目的税制度の導入施行に関する沖縄県の意味決定において重要な役割と意義を持つことを期待するとともに、留意事項等を含めた意見に沖縄県が適切に対応することを要請する。